

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 5 月 21 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24520525

研究課題名(和文) 話者視点の統語的具現化から見たインターフェース研究

研究課題名(英文) Research on Interface Phenomena from the Perspective of the Syntactic Realization of the Speaker's Viewpoint

研究代表者

金子 義明 (KANEKO, Yoshiaki)

東北大学・文学研究科・教授

研究者番号：80161181

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、話者の視点の統語的具現化の観点から言語インターフェース現象を探求した。その成果として、話者の発話行為と結びつく直示的時制と主節の事象と結びつく非直示的時制の統語的分布を捉える素性システムを提案した。それに基づき、時制の一致に関わる現象には、直示的過去時制の生起に対する既知の制限に加えて、非直示的現在時制の生起に対する制限が存在することを明らかにした。さらに、二重接触現象は、従属節をLFで主節時制の作用域外に移動し、痕跡位置の現在時制は主節動詞に同定される非直示的時制として、移動された節の現在時制は話者の発話行為を表示する機能範疇に同定される直示的時制として解釈する可能性を示唆した。

研究成果の概要(英文)：In this research, I have investigated linguistic interface phenomena from the perspective of the mechanism of syntactic realization of the speaker's viewpoint. I have proposed the feature system of deictic tenses, which are connected with the speech act of the speaker, and non-deictic tenses, which are connected with the event of the matrix clause. On the basis of this proposal, I have demonstrated that there exists a restriction blocking the non-deictic present tense, in addition to the familiar restriction blocking the deictic past tense. I have also suggested that in the double access phenomena, the embedded clause is moved outside of the scope of the matrix tense by the LF movement, and the present tense of the embedded clause in the trace position is interpreted as a non-deictic tense identified by the matrix verb, while the present tense of the moved clause is interpreted as a deictic tense identified by the functional head embodying the speech act of the speaker.

研究分野：英語学

キーワード：時制解釈 生成文法 インターフェース 話者視点 遂行仮説 直示性

1. 研究開始当初の背景

(1) Chomsky(1995) The Minimalist Program で提唱された生成文法理論のミニマリスト・プログラムは、近年フェーズ理論へと進展しているが、根源的統語操作の解明とともに、統語部門と音韻部門や意味部門等の諸部門とのインターフェースに関わる特性の解明が重要な研究課題となっている。一方で、Rizzi (1997) "The fine structure of the left periphery," Cinque (1998) Adverbs and Functional Heads を端緒とするカートグラフィーのアプローチに基づく研究の展開により、談話機能に関わる統語構造の解明が急速に進んでいる。しかしながら、カートグラフィーのアプローチによる知見、特に話者の発話行為に関わる知見がミニマリスト・プログラムの中でどのように位置づけられるのか解明が待たれる状況であった。

(2) カートグラフィーに基づく研究は主として主節を対象として行われてきた。しかし、従属節には、時制の一致や二重接触(double access)現象のように、話者の視点に依存する指標性に関わる興味深い現象が存在する。しかし、そのような現象に対しては、これまで形式意味論から研究がほとんどであり、近年の Higginbotham (2009) Tense, Aspect, and Indexicality も意味論から分析である。したがって、統語的研究は手薄であり、従属節における話者視点に関わる統語特性の解明が求められていた。

2. 研究の目的

(1) 話者の視点の統語的具現化メカニズムの解明：二重接触現象および関連する指標性現象の統語的メカニズムについて「話者の視点」から分析し、話者の視点の主節や従属節において統語的にどのように具現化されるかを解明することをめざす。

(2) 談話機能の統語的具現化メカニズムの解明：話者の視点以外の談話機能に関わる要素が統語的にどのように具現化されるかを解明することをめざす。

(3) 統語的具現化の観点による言語インターフェース特性の解明：統語的具現化の観点から、統語論と、音韻部門、意味部門、語用論等の他部門とのインターフェースに関わる特性の解明をめざす。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、研究代表者が研究のすべての側面を統括し、代表者単独で研究を遂行する。研究期間は3年間とし、平成24年度は研究基盤整備を行い、平成25年度は研究拡充を行い、平成26年度は研究総括を行うように進行させた。

(2) 本研究の3つの目標である、「話者の

視点の統語的具現化メカニズムの解明」、「談話機能の統語的具現化メカニズムの解明」、「統語的具現化の観点による言語インターフェース特性の解明」について、それぞれの研究が有機的に関連し相乗効果が生まれるように配慮して研究を行った。

4. 研究成果

(1) 金子(2013) (下記論文)において、英語の定形節 TP の主要部を構成する時制を、定形性素性 [+/-finite]、直示性素性 [+/-deictic]、直説法素性 [+indicative]、仮想性素性 [+hypothetical]、仮定法素性 [+subjunctive]、命令法素性 [+imperative] 等の複合として捉える分析を提案した。

- a. 直示的時制：{[+finite], [+deictic], [+indicative]}
- b. 非直示的直説法時制：{[+finite], [-deictic], [+indicative]}
- c. 仮想的時制：{[+finite], [+/-deictic], [+hipothetical]}
- d. 仮定法時制：{[+finite], [-deictic], [+subjunctive]}
- e. 命令法時制：{[+finite], [+deictic], [+imperative]}

定形時制の分布は、補部節の場合は、主節動詞の選択特性と、挿入 CP の主要部 C と TP の主要部 T を構成する素性間の一致関係によって説明される。付加詞節の場合は、付加詞節を導く前置詞 P の選択特性が関与する。時制の解釈の基本的システムは金子(2009)に基づき、それを修正・拡張する。素性 [+deictic] をもつ直示的時制の解釈は、その評価時 (evaluation time=EvT) が、主節の最上位に位置する話者の発話行為に対応する機能範疇である遂行句 (performative phrase=PfmP) (cf. 金子(2009)) の主要部 Pfm によって発話時 (speech time=ST) と同定されることによって解釈される。非直示的時制は素性 [-deictic] をもち、その評価時 EvT は、遂行句主要部以外の要素によって同定される。挿入が非直示的時制の場合、主節の動詞によってその事象時 (event time=ET) と同定される。

時の付加詞節の非直示的時制の評価時 EvT は、付加詞節を導く前置詞によって、主節の評価時 EvT と同定される。これに加えて、時の付加詞節の時制の調和 (tense harmony) 現象を説明する「時制の調和制約」と時の付加詞節の現在時制に見られる未来解釈を説明する「未来性付与解釈規則」を提案した。この研究により、統語構造に話者の発話行為に対応する機能範疇 PfmP を導入すべき経験的妥当性を示した。

(2) KANEKO (2014) (下記論文)、金子(2014) (下記論文)、金子(2015) (下記論文)の一連の研究において、上記(1)の時制素性システムに基づいて、時制の一致 (sequence of tense=SOT) および関連現象の

分析を行った。時制の一致が潜在的に可能な SOT 認可環境では、直示的過去時制の生起を禁ずる制約がある(通例の時制の一致現象)。この制約に加えて、いわゆる二重接触現象では非直示的現在時制の生起を禁ずる制約が働くことを明らかにした。

二重接触現象(cf. John heard that Mary is pregnant.)では、従来から、従属節で表される事象が発話時 ST と主節動詞の事象時 ET の二つの時点で成り立つことが指摘されてきた。例えば上記例では Mary が妊娠状態にあることは、発話時と主節の動詞の事象時(過去時)の両方で成り立つと解釈される。これに加えて、二重接触現象に未来予測の助動詞 will が生起する事例(cf. On Monday John told me that he will come to the meeting on Friday.)が存在する。この例では、挿文内でその生起が予測されている事象(John が金曜日に会議にやってくる)は発話時にも主節の動詞の事象時(月曜日)にも成り立っていない。しかしこの字事例では、モダリティである未来予測が二重接触現象を引き起こしていることを指摘した。すなわち、問題の事例では当該事象の生起に対する未来予測が、発話時 ST と主節の事象時 ET (月曜日)の両方で成立する現象であることを示した。

さらに、SOT の認可子となる述語と、SOT 節の非直示的過去時制の評価時に対する同定子が異なり、SOT 節と認可子を含む節との間に同定子を含む節が介在する非局所的 SOT 現象(cf. Rachel intended to tell us that she wouldn't be able to the meeting.)を考察した。当該の事例では、that 挿文が SOT 節であるが、それを認可しているのは主節の過去時制動詞 intended であるのに対して、that 挿文の非直示的過去時制の評価時を同定しているのは中間の不定詞節の動詞 tell である。この非局所的 SOT 現象には制限があり、それを捉えるために SOT 節と認可子との間に直示的時制が介在することを禁ずる制約を組み込んだ修正 SOT 認可条件を提案した。

(3) KANEKO (2014)(下記論文)において、二重接触現象を、Uribe-Echevarria (1994)の提案する LF での CP 移動を援用した分析を示唆した。それによれば、二重接触の文 John heard [_{CP} that Mary is pregnant]では、挿文の CP が LF において主節の時制の作用域の外に移動されて、下記(i)の構造をもつ。

(i) [_{Pfmp} Pfmp [_{CP1} that Mary is pregnant
[John heard [_{CP2} that Mary is pregnant]]]]

Uribe-Echebarria の提案とは異なり、移動の痕跡位置にはコピーとして挿文が残されるものとする。移動された挿文 CP1 は主節の時制の構成素統御領域外にあり、時制の評価時は直示的現在時制として遂行句主要部 Pfmp によって発話時 ST と同定される。これに対して痕跡位置の挿文 CP2 は主節動詞に構成素統御されるため、その時制の評価時は主節動

詞 heard によってその事象時 ET と同定される。これによって、二重接触現象に明確な統語構造を与えることができる。この成果は、発話行為に対応する機能範疇 Pfmp の経験的根拠をさらに補強するものである。

(4) 金子(2013)(下記論文)において、理論的英語学研究から見た現行の学習英文法の問題点を考察し、それらの問題点を克服するためには文法関係と範疇(品詞)の峻別、構成素の概念の導入、X バー理論の導入、定形節と非定形節の区別を始めとした本研究に関わる機能範疇の部分的導入等々が必要である旨の提言を行った。特に、節の概念に関しては以下の一般化を導入することを提案した。

節に関する一般化：節は定形または非定形で生起し、述語の項(主語または目的語)あるいは付加詞としての文法機能を担うことができる。主節は定形に限定される。

この一般化により、名詞節、副詞節、形容詞節等の品詞と文法関係を混同した概念が不要になる。例えば下記の下線部は()内のように分類される。(用例は綿貫・ピーターセン(2006)による。)

- a. That he is Japanese does not matter.
(定形節：主語)
- b. I think that this limitation is too restrictive. (定形節：目的語)
- c. Mary is a woman whom I respect.
(定形節：名詞句内付加詞)
- d. Dickens had a large family to support.
(非定形節：名詞句内付加詞)

これによって「to 不定詞の形容詞用法」等の概念は不要となり、定形関係節と統一的扱いが可能となる。

<引用文献>

金子義明、英語助動詞システムの諸相—統語論・意味論インターフェース研究(研究社) 2009

Uribe-Echevarria, Maria, Interface Licensing Conditions on Negative Polarity Items: A theory of Polarity and tense Interactions, 米国コネチカット大学博士論文、1994

綿貫陽、マーク・ピーターセン、表現のための実践ロイヤル英文法(旺文社) 2006

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計5件)

金子義明、英語における時制の一致の諸特性と時制解釈、言葉のしんそう(深層・真相)一大庭幸男教授退職記念論文集(英宝社) 査読なし、2015、71-82

KANEKO, Yoshiaki, Remarks on Sequence of Tense in English, Explorations in English Linguistics, 査読なし, No. 28, 2014, 27-55

金子義明、英語における時制の一致の認可と時制解釈について、東北大学文学研究科研究年報、査読なし、63号、2014、79-100
<http://hdl.handle.net/10097/57064>

金子義明、学校英文法の新たな枠組みの構築に向けて、文化、査読なし、77巻1・2号、2013年、13-25
<http://hdl.handle.net/10097/56654>

金子義明、英語における時制の内部素性とその分布特性について、東北大学文学研究科研究年報、査読なし、62号、2013、29-60

〔学会発表〕(計1件)

金子義明、これからの英語学教育と新たな学習英文法構築の可能性、2012年度日本英文学会中部支部大会シンポジウム「新学習指導要領時代の英語学教育」、2012年10月28日、南山大学(愛知県・名古屋市)

〔図書〕(計0件)

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/eng/kaneko.htm>
<http://db.tohoku.ac.jp/whois/detail/35702a60ba85e61f35e54041a2961c5f.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

金子 義明 (KANEKO, Yoshiaki)
東北大学・大学院文学研究科・教授
研究者番号：80161181

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：